

ほけんだより

令和4年1月22日
畠部小学校 保健室

保護者様へ

インフルエンザ臨時号

この冬は、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行が懸念されております。ご家庭でも健康観察をしっかりしていただき、早期発見・早期治療にご協力いただけますよう、お願ひいたします。

インフルエンザに罹患した場合

インフルエンザは出席停止となります。罹患した場合は、学校までご連絡ください。また、以下に沿って対応してください。

豊田加茂医師会 会員の医療機関を受診した場合

これまで通り治癒証明書は発行されます。必ず治癒証明書を学校へ提出し登校してください。会員の医療機関については、以下のアドレスから確認してください。

www.toyotakamoishikai.or.jp/search/



豊田加茂医師会 会員以外の医療機関を受診した場合

発行料は保護者負担となります。そのため、治癒証明書の提出は必須ではありません。治癒証明書は学校保健安全法施行規則第9条の出席停止の期間の基準（発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで）にて、登校を見合させてください。

インフルエンザの出席停止期間

原則

発症後、5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで出席停止です。



発熱



解熱



解熱後



登校可能

※1

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目

※1 発症日翌日を1日目と数えます。

※2 発症から5日を経過しても、解熱してから2日を経過しなければ登校はできません。

裏面へ

新型コロナウイルス感染症についての感染対策について

10月28日付で、愛知県教育委員会より「教育活動の実施等に関するガイドラインの改訂について通知がありました。令和4年4月25日版ガイドラインからの主な改定箇所については以下の通りです。

「日々の教育活動における感染症対策・指導」の「(5) 昼食等」

(旧)

- ア 座席は全員正面を向かせるなど向かわせにならないように配置する。
- イ 食事中は会話を控えるよう指導する。



(新)

- ア 座席は向かわせにならないように配置する。
- イ 食事中は大声での会話を控えるよう指導する。

これまでガイドラインに基づき、給食中は同じ方向を向いて黙食をしていました。今回、ガイドラインが一部改訂されましたが、市内では新型コロナウイルス感染症が流行しており、インフルエンザの同時流行も懸念されるため、**当面の間は、全員正面を向いての黙食を引き続き実施してまいりたいと思います。**ご家庭におかれましても、引き続き感染防止に努めていただきますようご協力お願いいたします。

今できる予防法は？

- ①すいみんと栄養を十分にとり、体の抵抗力を高めましょう。
- ②咳エチケットを守りましょう。**(マスク着用)**
- ③部屋の湿度を保ち、換気をしましょう。
- ④人込みへの外出は控えましょう。
- ⑤帰宅後や食事前には、丁寧に手洗い・うがいをしましょう。

